

ノ - トルダム清心女子大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ノ - トルダム清心女子大学学則第37条第2項に基づき、本学における授業科目の履修に関する必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 学生は、各学科の教育課程に従って、全学共通科目、学科科目（他学科科目を含む。）キリスト教文化研究所開講科目及び教職に関する科目から所定の単位を修得するものとする。

- 2 文学部英語英文学科に英米文学履修コ - ス及び英語学・言語学履修コ - スを設ける。当該学科学生は、いずれかの履修コ - スを選択して単位を修得するものとする。
- 3 文学部日本語日本文学科においては、履修の方法を明確にするため、「日本文学」及び「日本語学」の次欄に「特講」、「講読」及び「演習」の区分を、「言語文化」の次欄に「特講」、「演習」及び「実技」の区分を設けるものとする。
- 4 文学部現代社会学科に現代社会学履修コ - ス及び社会史履修コ - スを設ける。当該学科学生は、いずれかの履修コ - スを選択して単位を修得するものとする。
- 5 人間生活学部人間生活学科に人間・福祉学履修コ - ス及び生活・文化学履修コ - スを設ける。当該学科学生は、いずれかの履修コ - スを選択して単位を修得するものとする。
- 6 各学科の卒業に必要な科目及び単位数は、別表1～6に掲げるとおりとする。

(履修の方法)

第3条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次において履修することを妨げない。

- 2 すでに単位を修得した授業科目は重ねて履修できない。ただし、学科科目においては、特に別表1～6に指定された科目については重ねて履修することができる。
- 3 所属学科以外の学科科目は、他学科開放の指定のあるものに限って履修することができる。
- 4 教職等に関する科目は、教職、学校図書館司書教諭、司書、社会教育主事、博物館（学芸員資格）、日本語教員養成の各課程ごとに定められた手続を経た者に限って履修することができる。

(開講科目の公示)

第4条 各年度において開講する授業科目、配当年次、他学科開放の指定及び担当教員は、学年の始めに開講科目一覧として公示する。ただし、特別に開講される授業科目は、別途公示する。

- 2 公示した授業科目であっても、履修者が原則として5人未満の場合は、開講を取りやめることがある。

(授業時間)

第5条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1～2 時限	3～4 時限	5～6 時限	7～8 時限	9～10 時限
9:00～10:30	10:45～12:15	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

別表1 文学部英語英文学科

科目区分	授業科目	卒業に必要な最低修得単位数		備考		
		履修コース 英米文学	履修コース 英語学・言語学			
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	22	いずれか1か国語で4単位を修得すること。 選択日本語Ⅰ、Ⅱは外国人留学生に限る。	
	教養科目	キリスト教学Ⅰ～ⅩⅧ	4			
			6			
	外国語科目	ドイツ語ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB フランス語ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB	4			
		上記以外の外国語科目				
	健康科目	体育講義	2			
体育実技Ⅰ		1				
学 科 目	基礎科目	オーラル・コミュニケーションⅠA, ⅠB	6	6	76	124
		英文法Ⅰ, Ⅱ	4	4		
	専攻科目	英語講読Ⅰ, Ⅱ	4	4		
		英文学概論Ⅰ, Ⅱ	4	4		
		英国文学史Ⅰ, Ⅱ	2	2		
		米国文学史Ⅰ, Ⅱ	2			
		西洋現代文学概論Ⅰ, Ⅱ	2			
		英米文学研究ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB, ⅢA, ⅢB	4			
		英米文学演習Ⅰ, Ⅱ	4			
		英語学概論Ⅰ, Ⅱ	4	4		
		英語史Ⅰ, Ⅱ		4		
		現代言語学概論Ⅰ, Ⅱ		2		
		英語音声学	2	2		
		英語学・言語学研究ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB, ⅢA, ⅢB		4		
		英語学・言語学演習Ⅰ, Ⅱ		4		
		オーラル・コミュニケーションⅡA, ⅡB	4	4		
	オーラル・コミュニケーションⅢA, ⅢB	2	2			
	英作文ⅠA, ⅠB	4	4			
	上記以外の専攻科目					
	卒業論文	6	6			
他学科の学科科目					他学科開放の指定を受けた科目に限る。	
キリスト教文化 研究所開講科目					8単位まで学科科目の専攻科目とみなすことができる。	
教職に関する科目					履修は教職課程履修者に限る。卒業に必要な単位としての認定は14単位までとする。	

別表2 文学部日本語日本文学科

科目区分		授業科目	卒業に必要な 最低修得単位数	備考				
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	30	いずれか1か国語で8単位を修得すること。 選択日本語Ⅰ、Ⅱは外国人留学生に限る。			
		キリスト教学Ⅰ～ⅩⅧ	4					
	教養科目	英語ⅠA,ⅠB,ⅡA,ⅡB,ⅢA,ⅢB,ⅣA,ⅣB ドイツ語ⅠA,ⅠB,ⅡA,ⅡB,ⅢA,ⅢB,ⅣA,ⅣB フランス語ⅠA,ⅠB,ⅡA,ⅡB,ⅢA,ⅢB,ⅣA,ⅣB 中国語ⅠA,ⅠB,ⅡA,ⅡB,ⅢA,ⅢB,ⅣA,ⅣB 上記以外の外国語科目	8					
		体育講義	2					
		健康科目	1					
	学 科 専 攻 目	基礎科目	古典文学基礎演習			4	66	1「日本文学」・「日本語学」の講読及び演習の各授業科目は、重ねて履修することができる。 2 特講、講読及び演習の単位の修得方法は、特講24単位以上、講読8単位以上及び演習8単位以上を修得するものとする。
			近代文学基礎演習					
			日本語学基礎演習					
			日本語学概論Ⅰ,Ⅱ					
			日本文学概論Ⅰ,Ⅱ					
日本語史Ⅰ,Ⅱ								
日 本 文 学		特講	古代文学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 中世文学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近世文学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近代文学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ,Ⅵ	40				
			講読		古代文学講読Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 中世文学講読Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近世文学講読Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近代文学講読Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ,Ⅵ			
		演習			古代文学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 中世文学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近世文学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 近代文学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ,Ⅵ			
			日本語学		日本語学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 日本語学講読Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 日本語学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ			
言 語 文 化	特講	対照言語学Ⅰ,Ⅱ 漢文学Ⅰ,Ⅱ 日本漢文学史 日本語表現法Ⅰ,Ⅱ 書論・鑑賞法Ⅰ,Ⅱ 日本書法史 中国書法史 文学創作論Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ		6				
		演習	国語科教育法Ⅰ,Ⅱ 書道科教育法Ⅰ,Ⅱ 書道卒業制作					
	実技		書写法Ⅰ,Ⅱ 硬筆書法 書式研究 書法基礎 漢字仮名交じり書法Ⅰ,Ⅱ 楷・行書法Ⅰ,Ⅱ 草書法 篆・隸書法 篆刻法 仮名書法Ⅰ,Ⅱ					
		卒業論文	6					
学科関連科目								
他学科の学科科目				他学科開放の指定を受けた科目に限る。				
キリスト教文化 研究所開講科目		西欧思想特講Ⅰ,Ⅱ キリスト教思想特講Ⅰ,Ⅱ 聖書学特講 キリスト教文化特講 キリスト教文学特講Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ キリシタン文化特講		4単位まで学科科目の専攻科目の特講とみなすことができる。				
		西欧思想演習Ⅰ,Ⅱ キリスト教文化演習Ⅰ,Ⅱ キリスト教文学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ キリシタン文化演習 国際ボランティア論演習 上記以外のキリスト教文化研究所開講科目		4単位まで学科科目の専攻科目の演習とみなすことができる。ただし、同じ授業科目は重ねて履修することはできない。				
教職に関する科目				履修は教職課程履修者に限る。卒業に必要な単位としての認定は14単位までとする。				

別表3 文学部現代社会学科

科目区分	授業科目	卒業に必要な最低修得単位数		備考			
		履修現代社会学コース	履修社会史コース				
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	30	いずれか1か国語で8単位を修得すること。 選択日本語Ⅰ、Ⅱは外国人留学生に限る。		
		キリスト教Ⅰ～ⅩⅧ	4				
	教養科目		6				
	外国語科目	英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、ⅢA、ⅢB、ⅣA、ⅣB フランス語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、ⅢA、ⅢB、ⅣA、ⅣB ドイツ語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、ⅢA、ⅢB、ⅣA、ⅣB 中国語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、ⅢA、ⅢB、ⅣA、ⅣB	8				
		上記以外の外国語科目					
		健康科目	体育講義			2	
		体育実技Ⅰ	1				
		上記以外の健康科目					
	学 科 目	基礎科目	現代社会学基礎			2	8
			社会史基礎			2	
基礎演習			2				
現代社会学基礎演習			2				
社会史基礎演習			2				
専攻科目		社会学原論	2	64			
		社会史原論	2				
		現代社会学演習	4				
		史料講読Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ			4		
		社会史演習			4		
		理論社会学 社会心理学 社会集団・組織論 地域社会学 宗教社会学 家族社会学 教育社会学 ジェンダー論 社会調査論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 社会統計学Ⅰ、Ⅱ 現代社会学特講Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	20		8		
		社会調査実習					
		社会研究総合 地理学概論 人文地理学 自然地理学 地誌学 文化人類学 文化と人間形成					
		日本社会史Ⅰ、Ⅱ アジア社会史Ⅰ、Ⅱ ヨーロッパ社会史Ⅰ、Ⅱ 地域社会史 宗教社会史 女性史 考古学Ⅰ、Ⅱ 民俗学Ⅰ、Ⅱ 社会史特講Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	8		16		
		卒業論文	6				
		学科関連科目					
		他学科の学科科目				他学科開放の指定を受けた科目に限る。	
		キリスト教文化 研究所開講科目					
		教職に関する科目				履修は教職課程履修者に限る。	

別表4 人間生活学部人間生活学科

科目区分	授業科目	卒業に必要な最低修得単位数		備考	
		履修人間・福祉学コース	履修生活・文化学コース		
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	30	選択日本語Ⅰ,Ⅱは外国人留学生に限る。
		キリスト教学Ⅰ～ⅩⅧ	4		
	教養科目		6		
	外国語科目	英語ⅠA,ⅠB,ⅡA,ⅡB,ⅢA,ⅢB,ⅣA,ⅣB	8		
	健康科目	体育講義	2		
		体育実技Ⅰ	1		
上記以外の健康科目					
学 科 目	基礎科目	人間生活学概論Ⅰ,Ⅱ	4	4	124
		人間生活学基礎研究	4	4	
	専攻科目	人間生活学演習ⅠA,ⅠB,Ⅱ	8	8	
		人間関係学Ⅰ,Ⅱ	16	8	
		社会倫理学Ⅰ,Ⅱ			
		民法Ⅰ			
		社会福祉学Ⅰ,Ⅱ			
		高齢者福祉論Ⅰ,Ⅱ			
		児童福祉論			
		障害者福祉論			
		社会保障論Ⅰ,Ⅱ			
		公的扶助論			
生活経営学Ⅰ,Ⅱ	8	16			
家族関係学					
生活経済学Ⅰ,Ⅱ					
被服学Ⅰ					
被服構成及び実習Ⅰ					
調理学及び実習Ⅰ					
生活環境学Ⅰ,Ⅱ					
デザイン学					
環境デザイン論					
住居学					
生活文化史Ⅰ,Ⅱ					
比較文化論Ⅰ,Ⅱ					
	上記以外の専攻科目			外書講読演習は、重ねて履修することができる。	
	卒業論文	6	6		
他学科の学科科目				他学科開放の指定を受けた科目に限る。	
キリスト教文化研究所開講科目					
教職に関する科目				履修は教職課程履修者に限る。	

別表5 人間生活学部児童学科

科目区分		授業科目	卒業に必要な 最低修得単位数	備考	
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	30	選択日本語Ⅰ、Ⅱは外国人留学生に限る。
		キリスト教学Ⅰ～ⅩⅧ	4		
	教養科目				
	外国語科目	英語ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB, ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB	8		
		上記以外の外国語科目			
	健康科目	体育講義	2		
体育実技Ⅰ		1			
上記以外の健康科目					
学科科目	基礎科目	総合演習Ⅰ, Ⅱ	4	70	124
		心理学概論	2		
		小児の健全育成	2		
		教育原理	2		
		児童文化論Ⅰ	2		
		子どもと音楽	2		
		美術基礎	2		
	専攻科目	児童学演習Ⅰ, Ⅱ	4		
		上記以外の専攻科目			
		卒業論文	6		
他学科の学科科目					他学科開放の指定を受けた科目に限る。
キリスト教文化 研究所開講科目					学科科目の専攻科目とみなすことができる。

別表6 人間生活学部食品栄養学科

科目区分		授業科目	卒業に必要な 最低修得単位数	備考	
全学共通科目	キリスト教科目	人間論Ⅰ～Ⅵ	2	30	選択日本語Ⅰ、Ⅱは外国人留学生に限る。
		キリスト教学Ⅰ～ⅩⅧ	4		
	教養科目	6			
	外国語科目	英語ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB, ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB	8		
		上記以外の外国語科目			
健康科目	体育講義	2			
	体育実技Ⅰ	1			
	上記以外の健康科目				
学 科 目	基礎科目	基礎化学	2	139	
		栄養学基礎演習	2		
	栄養学応用演習	4			
	専攻科目	公衆衛生学	2		
		社会福祉概論	2		
		健康情報管理論	2		
		健康情報管理論実習	1		
		解剖学	2		
		生理学Ⅰ	2		
		生理学Ⅱ	2		
		解剖生理学実験Ⅰ	1		
		解剖生理学実験Ⅱ	1		
		生化学Ⅰ	2		
		生化学Ⅱ	2		
		生化学実験	1		
		病理学	2		
		臨床医学Ⅰ	2		
		臨床医学Ⅱ	2		
		臨床情報管理実習	1		
		微生物学	2		
		生体防御論	2		
		生体防御論実験	1		
		食品学Ⅰ	2		
		食品学Ⅱ	2		
		食品学実験	1		
		食品衛生学Ⅰ	2		
		食品衛生学Ⅱ	2		
		食品衛生学実験	1		
		調理学	2		
		調理学実習Ⅰ	1		
		調理学実習Ⅱ	1		
		管理栄養士論	2		
		基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実習	1		
		応用栄養学Ⅰ	2		
		応用栄養学Ⅱ	2		
		応用栄養学Ⅲ	2		
	応用栄養学実習	1			
	栄養教育論Ⅰ	2			
	栄養教育論Ⅱ	2			
	栄養教育論Ⅲ	2			
	栄養教育論実習	1			
	臨床栄養学Ⅰ	2			
	臨床栄養学Ⅱ	2			
	臨床栄養学Ⅲ	2			
	臨床栄養学Ⅳ	2			
	臨床栄養学実習Ⅰ	1			
	臨床栄養学実習Ⅱ	1			
	臨床栄養学実習Ⅲ	1			
	公衆栄養学Ⅰ	2			
公衆栄養学Ⅱ	2				
公衆栄養学実習	1				
給食経営管理論Ⅰ	2				
給食経営管理論Ⅱ	2				
給食経営管理論実習Ⅰ	1				
給食経営管理論実習Ⅱ	1				
臨地実習事前事後指導Ⅰ	1				
臨地実習事前事後指導Ⅱ	1				
臨地実習事前事後指導Ⅲ	1				
臨地実習事前事後指導Ⅳ	1				
栄養学総合演習	1				
臨地実習Ⅰ	2				
臨地実習Ⅱ	1				
臨地実習Ⅲ	1				
臨地実習Ⅳ	1				
上記以外の専攻科目					
	卒業論文	6			
他学科の学科科目				他学科開放の指定を受けた科目に限る。	
キリスト教文化					
研究所開講科目					
教職に関する科目				履修は教職課程履修者に限る。	

(履修登録)

第6条 学生は、各期の始めの定められた期日に履修しようとする授業科目を登録するものとする。

2 学生が各学期及び年間にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が修得すべき単位数について各学期及び年間に登録できる単位数の上限(以下「履修科目登録単位の上限」という。)を設ける。

3 履修科目登録単位の上限については、別に定める。

4 履修登録は、学則、履修規程及び開講科目一覧に示す履修条件に合致するものでなければならない。

5 履修登録をしていない授業科目は、成績評価及び単位認定を一切行わない。

6 履修登録後は、特別の理由のない限り、履修科目の変更及び履修科目の追加は原則として認めない。

7 卒業論文は、文学部学生は最終年次の第1期、人間生活学部学生は3年次の第2期に履修登録するものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、第4条ただし書きの授業科目は別途授業科目登録期日を公示する。

9 病気その他やむを得ない理由により所定の期日に登録できない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添付し、学務部教務係へ願い出て登録期日を変更することができる。

(各種免許・資格取得)

第7条 教育職員免許状を取得しようとする者は、次表に掲げる学部・学科において、各免許状ごとに別に定める認定課程の授業科目を履修するものとする。

学部・学科	免許状の種類(免許教科)
文学部英語英文学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
文学部日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
文学部現代社会学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
人間生活学部人間生活学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(福祉)
人間生活学部児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
人間生活学部食品栄養学科	栄養教諭一種免許状

2 食品栄養学科の学生は、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生管理者任用資格及び食品衛生監視員任用資格について、別に定める課程の授業科目を履修するものとする。

- 3 社会教育主事資格、社会調査士資格、社会福祉士試験受験資格、保育士資格、モンテッソ-リ教育免許、学校図書館司書教諭資格、司書資格、学芸員資格及び日本語教員資格を取得しようとする者は、別に定める課程等の授業科目を履修するものとする。
- 4 前各項に規定する授業科目を履修するためには、それぞれの課程等履修費を納入し、課程等履修届を提出しなければならない。その手続きについては別に定める。ただし、第2項に規定する食品衛生管理者任用資格及び食品衛生監視員任用資格並びに第3項に規定する社会調査士資格については、この規定を適用しない。
- 5 前3項に規定する授業科目の履修登録は、第6条の規定を適用する。

(休講)

第8条 大学又は授業担当者がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、事前に掲示により学生に通知する。

- 2 不測の事態に対する休講措置は、別に定める。

(補講)

第9条 休講になった授業科目は、期間を定めて補講を行うものとする。ただし、授業担当者が適宜行うこともある。

(欠席)

第10条 学生が連続して1週間以上欠席するときは、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は理由書を添付して、速やかに学務部長に届け出るものとする。

- 2 授業の出席扱い制度の取扱いについては、別に定める。

(単位認定及び成績評価)

第11条 授業科目を履修した学生に対して、試験の上、成績評価を行う。

- 2 成績の評価は、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)をもって表示し、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。不可を不合格とする。
- 3 授業への出席が当該授業科目の総授業時間の3分の2に満たない者は、単位を認定しない。
- 4 成績評価に対する疑義のある学生は、別に定める期日までに当該教員に申し出ることができる。

(試験)

第12条 卒業論文を除く授業科目の試験は、原則として学期末及び学年末に期間を定めて行い、実施時間割りは1週間前までに公示する。ただし、授業担当者の判断により、学期末又は学年末以外に行うことがある。

- 2 試験は、筆記試験、報告書(レポート)提出、口述試験、実技試験及び作品提出等による。
- 3 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。
- 4 試験に関する細則は、別に定める。

(卒業論文の提出及び審査)

第13条 卒業論文は、最終年次の各学科が指定した日時までに学務部教務係へ提出するものとする。正当な理由がなく提出期限に遅れた場合は、受理されない。

- 2 提出された卒業論文は、各学科の定める方法で審査に付し、成績評価を行う。

(再入学者等の履修及び既修得単位の認定)

第14条 本学に再入学、学士入学、転入学、編入学した者及び大学を中退し、新たに本学の1年次に入学した者は、入学許可された年次の規則、規程を適用し、履修科目の登録をするものとする。

- 2 転学部及び転学科(転専攻を含む。)した者は、許可された年次の規則、規程を適用し、履修科目の登録をするものとする。

3 第1項及び第2項の学生に係る既修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、1996年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。附則この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、1998年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2000年4月1日から施行する。
- 2 1999年度以前の入学生については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2001年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、第7条第1項の改正規定は、2000年度以前の入学者にこれを適用する。また、改正後の第7条第3項に規定する社会福祉士試験受験資格については、2000年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第7条第3項に規定する司書資格については、2002年度以前の入学者にこれを適用する。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表3の規定は、2003年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2008年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表2の規定で新たに開講する授業科目は、2008年度以前の入学者についても履修することができる。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 規程改正前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、第5条及び第10条第2項の規定並びに別表3の授業科目「社会研究総合」は、2010年度以前の入学者についてもこれを適用する。なお、2010年度以前の入学者には、授業科目「社会研究総合」を学科関連科目として適用する。